

2024年5月30日

各位

会社名 シチズン時計株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 敏彦
(コード番号 7762 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役 広報IR室担当 古川 敏之
(TEL. 042-468-4934)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、本年4月4日に、当社株主より本年6月開催予定の第139期定時株主総会に関し、株主提案を行う旨の書面（以下、「株主提案書」といいます。）を受領しておりましたが、本日、取締役会において当該株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

個人株主1名（議決権の数336個）

2. 株主提案の内容

(1) 議題

- ① 定款一部変更の件
- ② 定款一部変更の件
- ③ 定款一部変更の件
- ④ 定款一部変更の件
- ⑤ 定款一部変更の件
- ⑥ 定款一部変更の件
- ⑦ 定款一部変更の件
- ⑧ 定款一部変更の件
- ⑨ 取締役解任の件
- ⑩ 監査役解任の件

(2) 提案内容及び提案理由

別紙に記載のとおりです。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議案1

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

時計事業は当社の祖業であり、その後、工作機械、デバイス及び電子機器の各事業領域へと展開してまいりました。

今後につきましても、時計事業が中核事業としてグループの成長を牽引する点に変わりはなく、現在の商号が適切であると考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案2

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

自己株式の取得及び消却を株主総会の決議事項とした場合、資本効率の改善に向けた機動的な業務執行を阻害するおそれがあると考えております。

このため、自己株式の取得及び消却は、規模の如何にかかわらず、業務執行の一環として取締役会で決定することが適切であり、株主共同の利益に資するものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案3

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本件自己株式の処分は、以下の理由により、市場の公正性に欠けることはないと考えております。

本件自己株式の処分は、当社の株式報酬制度への信託財産の抛出として実施したものであり、この抛出は、信託契約及び役員BIP信託に関する株式交付規程に基づき、中期経営計画の初年度に実施することとなっております。

そして、実務的な手続きに要する日程等を勘案したうえでインサイダー取引に当たらない時期に実施しております。

処分価額については、恣意性を排除するため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定しております。

また、自己株式の処分の実施時期を制限することについて、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 4

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

現在の体制は、当社の企業価値向上を図るうえで、現時点での最適な体制であると考えております。

また、各役職を必要に応じて設置できるようにすることが、機動的な業務執行を行うために必要なものであると考えております。

各役職の廃止については、業務執行の一環として、取締役会で決定すべきであり、この提案内容を会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 5

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

各取締役の報酬の額については、各取締役の業務内容を把握したうえで評価、算定する必要があるため、株主総会から授権された範囲内において取締役会で定めることが適切であると考えており、この提案内容を会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

当社は、任意の機関として、報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務め、公正かつ透明性をもって審議を行っております。同委員会の勧告を受けて、取締役会が取締役の報酬等の内容を決定することにより、取締役の報酬等に関する透明性を高めております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 6

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

取締役会の議長と最高経営責任者を分離することについて議論があることは、当社においても承知しております。その一方で、コーポレート・ガバナンスの実効性を発揮するにあたっては、個社の実情に合った体制を敷くことがコーポレートガバナンス・コードでも求められております。

当社の取締役会においては、多岐にわたる事業内容におけるそれぞれの事業環境の変化に素早く対応し、適切な意思決定を行うことを目的に、業務執行に関連する議案も付議されております。

そこで、業界動向に加え、足元の執行状況や喫緊の経営課題などの社内事情に詳しい取締役社長が議長を務め、執行サイドとのコミュニケーションを十分とって情報共有を図るとともに、スピー

ド感を持った適切な意思決定を行うことも、当社に適したコーポレート・ガバナンス体制によって企業価値を向上するために必要であると考えております。そのため、現時点における当社の取締役会では業務内容に精通した取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1以上を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受けることが適切であると考えております。

また、当社は、任意の機関として、指名委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により取締役社長を選定することで、取締役社長等の選定に関する透明性を高めております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案7

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

社外取締役については、経営環境等に応じて求められるスキルや知見・経験が異なることから、その登用にあたっては柔軟に対応することが企業価値向上のために必要であると考えております。

そのため、社外取締役の員数を含む取締役の体制は、取締役会で決定し、株主総会にお諮りすべきものと考えております。

そして、会社提案の第2号議案でお示した取締役会の体制は、当社の企業価値向上を図るうえで、現時点の最適な体制であると考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案8

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

社外取締役のあり方については、これを柔軟に運用するためには、この提案内容を会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

社外取締役については、経営環境等に応じて求められるスキルや知見・経験が異なることから、その候補者を幅広く選ぶことを可能にすることが企業価値向上に資するものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案9

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

社外取締役である吉田勝彦氏は、当期に開催された取締役会、指名委員会及び報酬委員会のすべてに出席し、その中での発言等を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かすことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

そして、同氏には引き続き当社グループの企業価値向上への役割が期待できることから、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

議案 10

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

常勤監査役である赤塚昇氏は、取締役会を含めた重要な意思決定会議に出席し、必要に応じた意見の陳述を行うほか、付議事項や報告事項の妥当性・手続きの適法性を監査しております。

加えて経験豊富な経営者としての見地から、経済・金融情勢、財務・経理面に関わる発言などを行っております。

また、日常の監査活動においては当社の内部統制システムの運用状況の把握を行い、取締役の職務執行を監査し、グループを含めた内部監査体制の拡充に対する必要な助言を行っております。

そして、同氏には引き続き当社グループの企業価値向上への役割が期待できることから、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙)

※ 以下の提案内容及び提案理由は、株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

議案1 定款一部変更の件

提案内容

当社は、シチズングループ株式会社と称し、英文では CITZEN GROUP Co., Ltd. と表示する。

提案理由

当社の2007年10月24日の企業価値(株式時価総額)は4914億円であり、その当時の日経平均株価は1.7万円程度である。当社の時価総額が日経平均と同じパフォーマンスで推移したならば、現在の時価総額は1.1兆円程度となる筈である。しかしながら、現状は2524億円(2024.4.2時点)とそれに遠く及ばない。提案者は社名から“時計”という枠を外すことにより、多様な創造性が発現し、時計事業自体も、他の工作機械事業、デバイス事業、電子機器事業等も、利益の拡大が起り易くなり、時価総額(企業価値)の向上につながると考えたため。

議案2 定款一部変更の件

提案内容

発行済み株式数の20%を超える自己株買い、または、株式時価総額の20%を超える金額の自己株買い、及び自己株消却は株主総会の決議により定める。

提案理由

当社は、2023年2月13日の取締役会において、発行済み株式数の25.61%(上限)または400億円(上限)の自己株取得を決議し、同年6月、400億円の自己株消却を行った。短期間で、これほどの自己株爆買いは、将来への事業展開の阻害と財務体質の劣化を招き企業価値の低下につながると考えたため。なお当社が他企業の株式を20%所有すると連結対象として関連会社にできる。400億円あれば、M&Aをして成長分野に進出できる。

議案3 定款一部変更の件

提案内容

発行済み株式数の20%を超える自己株買い、または、株式時価総額の20%を超える金額の自己株買いの決定日からさかのぼって、1年以内の、業績連動型株式報酬制度による役員への自己株処分を禁止する。

提案理由

当社は、2022年11月14日の取締役会決議で当社役員に自己株を606円の処分価格で割り当てた。その後3ヶ月にも満たないで、大規模自己株買い(25.61%上限、400億円上限)を発表。その翌日株価は618円から急騰し718円でストップ高、その翌々日800円台でようやく値が付いた。この一連の動きを提案者は市場の公正性に欠けると考えたため。

議案4 定款一部変更の件

提案内容

相談役、会長、副社長、専務、常務の各役職を廃止する。

提案理由

事業環境の変化に素早い意思決定行える組織とするため。

議案5 定款一部変更の件

提案内容

取締役報酬は個別に株主総会決議により定める。

提案理由

個々の役員に妥当な報酬が支払られるかどうかを株主がチェックするため。社外取締役であれば、取締役会に欠席すれば低く、指名委員会や報酬委員会の委員長であれば高くすべきと提案者は考えている。社内取締役であれば、担当事業収益に応じて増減し、最高経営責任者（CEO）であれば、全体の業績や株式時価総額に応じて増減すべきものと提案者は考えている。

議案6 定款一部変更の件

提案内容

取締役会はCEOと取締役会議長の兼任を禁止し、社外取締役を議長とする。

提案理由

業務執行を行わない、独立した立場の社外取締役を議長とすることが、企業価値向上や少数株主の権利保護といった観点から企業経営の監督とガバナンス効果を高め、より公正な取締役会決議を行えるため。

議案7 定款一部変更の件

提案内容

社外取締役は4名以上とする。

提案理由

CEOの指名を提案・答申する指名委員会は、社外取締役3名とCEO1名で構成されている。このうちCEOは自らの選定・解職に関する議決権を行使できず、社外取締役の委員長も委員会の議論を活性化させ、議事をまとめる立場から原則として議決権を行使できない。すると、残った2名の社外役員での賛否が決めてとなる。賛否が割れた場合、指名委員会は機能不全に陥る。よって社外取締役は4名以上必要である。また、取締役会の監督機能を強化するためにも、さらに社外取締役の欠席に備えても、4名以上必要であると考えたため。

議案8 定款一部変更の件

提案内容

当社社外取締役は、株主総会が6月開催と定款で定めがある、他の東証プライム市場銘柄の社外取締役との兼職を禁止する。

提案理由

株主総会の日付が重なり、企業の最高意思決定機関である株主総会欠席の蓋然性が高くなるため。

議案9 取締役解任の件

提案内容

吉田勝彦氏の実取締役解任を求める。

提案理由

吉田氏は当社と川崎重工の社外取締役を兼任している。そして、残念ながら2023年6月28日に開催された当社の株主総会を欠席している。なお、吉田氏は同年同日に神戸市で開催された川崎重工の株主総会で、賛成率99.30%で川崎重工の社外取締役に再任されている。

議案10 監査役解任の件

提案内容

赤塚昇氏の監査役解任を求める。

提案理由

赤塚氏は毎年当社が借入（138 期末は149 億7000 万円）をしている主要取引銀行、みずほ銀行の出身者である。みずほ銀行は2002年、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行が再編されて出来た銀行である。提案者の知る限り少なくともほぼ18年の長きにわたって、赤塚氏を含め歴代監査役は旧第一勧業銀行出身者が連続と切れ目なく続いており、当社の固定化したポジションになっている。これはもう赤塚氏の能力如何にかかわらず、当社のガバナンス上、社外監査役の独立性は全く期待できないと考えたため。